主任技術者の専任に係る取扱いの改正について

建設業法施行令の一部を改正する政令により、配置技術者の金額要件の変更がありましたので、「三芳町建設工事請負における技術者の専任に係る取扱い」について、適用範囲の請負代金額を改正しましたのでお知らせいたします。

適用範囲

請負代金額4,000万円(建築一式工事については8,000万円)以上の工事で、主任技術者が工事現場ごとに専任で配置される工事

2 専任の主任技術者が兼務を行うことができる工事

- (1) 工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事
- (2)施工にあたり相互に調整を要する工事 資材の調達を一括で行う場合や工事の相当部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む。
- (3) 工事現場の相互の間隔が直線距離で10km以内の場所において施工する工事
- ※上記の(1)、(2) いずれかの条件を満たし、かつ(3) の条件を満たす場合兼務可能となります。ただし、共同企業体により施工する工事の場合、兼務は認められません。

3 兼務ができる工事の件数

専任が必要な工事を含む同一の主任技術者が管理することもできる工事の数は2件です。ただし、密接な関係のある2件以上の建設工事を同一の場所で施工する場合は、この限りではありません。

4 兼務を希望する場合の手順について

(1) 落札候補者となった時点で、「専任を必要とする主任技術者の兼務届出書」(別記様式)を提出してください。

※既に主任技術者として配置されている工事の担当課の内諾を得てください。

- (2) 届出書の提出の際に、既に配置している工事の工事内容(官公庁以外の工事は契約書及び工事の内容)を書面で提示してください。
- (3) 新たに配置をする工事の担当課の確認後に、既に配置している工事の担当課に対して届出書の写しを提出してください。

5 留意事項

この取扱いは、監理技術者には適用されませんのでご留意ください。